

参加してみませんか  
**講座・催し**

**酒害教室**



無料  
申込不要

飲酒問題を抱え回復をめざしている方、家族の飲酒問題で悩んだり困っている方など、どなたでもご参加できます。

**日時** 6月8日(水) 14時～16時

**場所** 区役所 2階 集団検診室

**内容** アルコール専門病院の相談員によるミニ講座、当事者体験談など



**統合失調症の家族教室**



無料

統合失調症について、家族が正しい知識を学び、本人への接し方などを参加者のみなさんと考えてみませんか?

**日時** 6月15日(水) 13時30分～15時30分

**場所** 区役所 2階 集団検診室

**対象** 統合失調症と診断された方のご家族  
※初めて参加される方は必ず事前にお電話ください。

**内容** 当事者の語り、精神障がい者地域生活支援センターすいすい相談員によるミニ講座「障がい者サービスを知ろう」、家族交流会、問題解決技法を用いたグループセッション

**申込** 電話・窓口

**地域生活向上教室  
(ほっこり・ほのぼの)**



無料

仲間と一緒にほっこりとした時間を過ごしてみませんか?午前の教室なので生活リズムも整います。

**日時** 6月16日(木)、7月7日(木)  
9時30分～11時30分

**場所** 区役所 2階 集団検診室

**内容** ミーティング、軽い運動、認知機能リハビリテーション等

**対象** 統合失調症を中心とする精神障がいのある方  
※主治医の意見書が必要です。  
初めて参加される方は必ず事前にご連絡ください。

**申込** 電話・窓口

**問合せ** 保健福祉課(保健活動) 1階⑪番  
**申込** ☎6915-9968

区役所からの  
**お知らせ**

**児童手当の現況届についてのお知らせ**

令和4年度から、その年の6月1日における状況を公簿等で確認できる受給者については、現況届の提出が不要となります。

提出が必要な方には、「現況届の提出について」のお知らせが届きますので、お早めに担当までご提出ください。提出がない場合、令和4年10月以降の手当の支給が停止されます。また、そのまま2年が経過すると時効となり、受給権がなくなりますので、ご注意ください。

**問合せ** 保健福祉課(子育て支援) 1階⑫番  
☎6915-9107

**介護保険利用者  
「負担限度額認定」等の  
更新手続きをお忘れなく!**



介護保険施設などへの入所や短期入所(ショートステイ)を利用した場合の食費・居住費の負担軽減の認定証及び社会福祉法人などによる利用者負担軽減の確認書の有効期限は7月31日(日)までです。更新される方は6月30日(木)までに申請手続きをお願いします。

**〈更新申請が必要な主な申請〉**

- 負担限度額認定
- 特定負担限度額認定
- 高額介護サービス費受領委任払い承認
- 社会福祉法人等による利用者負担軽減
- 境界層措置



**問合せ** 保健福祉課(高齢者支援) 1階⑩番  
☎6915-9859

6月は「就職差別撤廃月間」です 《しないさせない 就職差別》

就職の面接で、本人や家族の出身地や職業、思想・信条などについて質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。

大阪府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、啓発事業に取り組んでいます。月間中は電話・メールによる相談窓口「就職差別110番」を開設します。

**就職差別110番**

採用面接時等の差別について、相談、関係機関の紹介等を行います。

**問合せ** 大阪府商工労働部雇用推進室

☎6210-9518(10時～18時)

※月間中のみ(閉庁日を除く)

✓ rodokankyo-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp

**問合せ** 京橋市税事務所  
市民税等グループ  
(個人市民税担当)  
☎4801-2953



**令和4年度の国民健康保険料について**

**保険料の決定**

令和4年度(令和4年4月から令和5年3月)国民健康保険料の決定通知書を、区役所から6月中旬に送付します。6月中旬に届かない場合はご連絡ください。

前年中所得が一定基準以下の世帯や、災害、退職や廃業等による所得の減少等で保険料を納めるのに困りの方は、保険料の軽減・減免ができる場合があります。

**令和4年度国民健康保険料(年額)**

	医療分保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護分保険料*1
平等割保険料(世帯あたり)	28,175円	9,191円	741円
均等割保険料(被保険者あたり)	被保険者数 ×27,488円	被保険者数 ×8,967円	介護保険第2号被保険者数 ×16,739円
所得割保険料	算定基礎所得金額*2 ×8.59%	算定基礎所得金額*2 ×2.87%	算定基礎所得金額*2 ×2.69%
最高限度額	63万円	19万円	17万円

\*1: 介護分保険料は、被保険者の中に40歳～64歳の方(介護保険第2号被保険者)がいる世帯にのみかかります。

\*2: 算定基礎所得は、前年中総所得金額等-43万円となります。

◎世帯の所得割は、被保険者(介護分保険料の所得割は介護保険第2号被保険者)ごとに計算した所得割の合計額となります。

**保険料の改定**

被保険者間の負担の公平性の観点から、大阪府内の市町村にお住まいで「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」となるよう、令和6年度には「府内統一保険料率」とします。

**問合せ** 窓口サービス課  
(保険年金)3階⑳番  
☎6915-9956